

1 2,197 2,191 1 2 203

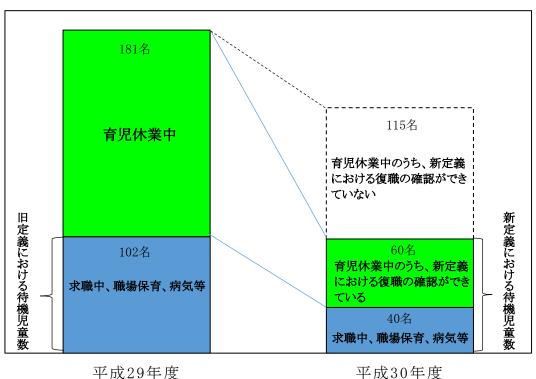
0 ▲203 ▲203 ▲203 1 ▲203 ▲203 2 ▲203

406

▲609

軌道修正が必要

待機児童の定義の変更における待機児童数の算定について



※保育所等利用待機児童数調査要領における育児休業の取り扱いの変更点

平成29年度(旧定義)

保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。

平成30年度(新定義)

育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所 保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる 場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に 含めないこと。